

令和8年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：製造産業局生活製品課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		皮革・革靴の関税割当制度									
改正要望の内容		関税暫定措置法及び関税割当制度に関する政令において、令和8年3月31日に適用期限が到来する皮革・革靴について、関税割当制度（以下「TQ制度」という。）を延長。									
統計 番号	細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正 増 減 収 額
			基本	暫定	特 恵	基本	暫定				
		牛馬革（染着色）	60%	13.3%、 16%	—	60%	13.3 %、 16%	—	（枠内） 13.3%、 16% （枠外） 30%	0百万円	0
		牛馬革（その他）	60%	12%	—	60%	12%	—	（枠内） 12% （枠外） 30%	0百万円	0
		羊・やぎ革 （染着色）	60%	16%	—	60%	16%	—	（枠内） 16% （枠外） 30%	0百万円	0
		履物 （革を使用している もの） ※革（牛・馬・羊・ やぎ）及び履物（革 を使用しているも の）に関して、政令 で定める一定の数量 以内まで暫定関税を 適用する。	60%又は 4,800円 ／足のう ちいずれ か高い税 率	17.3%、 21.6%、 24%	—	60%又は 4,800円 ／足のう ちいずれ か高い税 率	17.3 %、 21.6 %、 24%	—	（枠内） 17.3%、 21.6%、 24% （枠外） 30% 又は 4,300円/ 足のうちい ずれか高い 税率	0百万円	0

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで												
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況	① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 国内の皮革産業及び革靴産業は、ブランド化・高付加価値化やコスト削減などの構造改善や生産性向上などの競争力強化を進めることにより、主にアジア諸国から大量に輸入される製品に対抗できる製品優位性の確保を図る必要がある。 しかしながら、近年、アジア諸国においては、欧州及び米国からの技術導入により生産技術・品質が急速に向上していることに加え、安価な人件費を利用した大量生産方式により圧倒的なコスト競争力を有していることから、国内の皮革産業及び革靴産業の競争力は相対的に減衰してきているところ。 このような状況下において、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増に加え、歴史的な円安や化学薬品等による加工コストも増大する中で、それらを販売価格に十分に転嫁できない状況にあり、引き続き厳しい事業環境となっている。 また、国内の皮革産業及びその最大のユーザーである革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占め、経営基盤は極めて脆弱であり、国際競争力も乏しい。 さらに、近年、欧州、中国からの輸入に加え、カンボジア、バングラデシュ等のLDC（後発開発途上国）諸国からの無税による低価格の輸入品が国内シェアを伸ばしたこと、これまでのコロナ禍の影響による売上減などで、これらの産業に従事する国内の製造業者は深刻な打撃を受け、引き続き、厳しい業況が続いている。本制度については、一定数の利用がある状況。 なお、関連する産業の国内生産量は、以下のとおり。 ○なめし革製造業：41,173 百万円 ○革製履物製造業：78,630 百万円 （出典）2024 年 経済構造実態調査 製造業事業所調査（産業別統計表データ） (2)輸入状況等 ○牛馬革（染着色） <table><tr><td></td><td>輸入量（㎡）</td><td>輸入額（千円）</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>2,547,600</td><td>8,519,427</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>3,238,902</td><td>9,750,581</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>2,886,131</td><td>10,469,159</td></tr></table>		輸入量（㎡）	輸入額（千円）	令和4年	2,547,600	8,519,427	令和5年	3,238,902	9,750,581	令和6年	2,886,131	10,469,159
	輸入量（㎡）	輸入額（千円）											
令和4年	2,547,600	8,519,427											
令和5年	3,238,902	9,750,581											
令和6年	2,886,131	10,469,159											

上位3ヶ国（上段：輸入量（㎡）、下段：輸入額（千円））

	1 位	2 位	3 位
令和4年	メキシコ (1,431,694) メキシコ (2,657,763)	イタリア (402,760) イタリア (2,530,498)	バングラデシュ (171,051) 中華人民共和国 (667,920)
令和5年	メキシコ (2,136,321) メキシコ (3,998,006)	イタリア (402,760) イタリア (2,700,861)	ブラジル (180,639) バングラデシュ (491,757)
令和6年	メキシコ (1,942,175) メキシコ (4,661,306)	イタリア (439,893) イタリア (3,153,538)	バングラデシュ (148,074) バングラデシュ (485,006)

○牛馬革（その他）

	輸入量（㎡）	輸入額（千円）
令和4年	153,731	641,725
令和5年	111,714	573,534
令和6年	95,405	534,084

上位3ヶ国（上段：輸入量（㎡）、下段：輸入額（千円））

	1 位	2 位	3 位
令和4年	バングラデシュ (72,943) イタリア (207,198)	イタリア (44,316) バングラデシュ (169,620)	メキシコ (18,998) メキシコ (94,253)
令和5年	バングラデシュ (58,674) イタリア (238,501)	イタリア (24,063) バングラデシュ (142,466)	メキシコ (15,634) メキシコ (84,871)
令和6年	バングラデシュ (40,860) イタリア (207,470)	イタリア (21,212) バングラデシュ (99,111)	メキシコ (13,333) メキシコ (75,086)

○羊やぎ革（染着色）

	輸入量（㎡）	輸入額（千円）
令和4年	137,913	422,250
令和5年	128,158	446,056
令和6年	92,650	389,540

上位3ヶ国（上段：輸入量（㎡）、下段：輸入額（千円））

	1位	2位	3位
令和4年	インドネシア (35,965) インド (104,937)	インド (34,607) インドネシア (74,059)	バングラデシュ (20,642) イタリア (51,116)
令和5年	インド (30,569) インド (93,247)	インドネシア (29,674) スペイン (78,783)	バングラデシュ (22,552) インドネシア (67,570)
令和6年	バングラデシュ (19,626) インドネシア (68,360)	インドネシア (17,614) スペイン (59,893)	インド (17,042) インド (56,453)

○革靴

	輸入量（足）	輸入額（千円）
令和4年	18,591,734	110,630,466
令和5年	19,140,916	131,726,584
令和6年	18,071,509	132,844,475

上位3ヶ国（上段：輸入量（足）、下段：輸入額（千円））

	1位	2位	3位
令和4年	ベトナム (3,787,787) イタリア (38,051,436)	バングラデシュ (3,179,116) ベトナム (17,452,828)	中華人民共和国 (2,678,625) 中華人民共和国 (10,022,329)
令和5年	ベトナム (4,537,298) イタリア (50,623,400)	中華人民共和国 (2,581,833) ベトナム (21,377,689)	カンボジア (2,544,649) カンボジア (10,345,925)
令和6年	ベトナム (4,689,738) イタリア (52,221,962)	中華人民共和国 (2,706,726) ベトナム (23,254,317)	カンボジア (2,263,736) 中華人民共和国 (10,612,828)

（出典）財務省「貿易統計」

(3) 国際市況等

皮革関連業界における市場価格として示せる適切な資料が存在しないため、代替計数として貿易統計の輸入額/輸入量より数値を算出した。

	○牛馬革（染着色）（単位：円/㎡）
	令和４年 3,344
	令和５年 3,010
	令和６年 3,627
	○牛馬革（その他）（単位：円/㎡）
	令和４年 4,174
	令和５年 5,133
	令和６年 5,598
	○羊やぎ革（染着色）（単位：円/㎡）
	令和４年 3,061
	令和５年 3,480
	令和６年 4,204
	○革靴（単位：円/足）
	令和４年 5,950
	令和５年 6,881
	令和６年 7,351
	（出典）財務省「貿易統計」
	(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態
	類似制度なし
	② 問題点
改正の必要性和 目的達成の見通し	このような状況下において、令和８年３月３１日で関税暫定措置法の適用期限が終了するが、国内における皮革産業及び革靴産業が構造改善を進めているものの、現時点では、ブランド化・高付加価値化による競争力が十分備わったとはいえない。
	そのため、ブランド化・高付加価値化に対応するまでTQ制度を維持存続しなければ、主にアジア諸国から大量に輸入される製品が国内市場に大量に流入することにより、国内産業に壊滅的な打撃を与える懸念がある。
	① 改正の目的（政策の達成目標）
	国内皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占めており、現時点では、ブランド化・高付加価値化による競争力が不十分である。こうした状況で、主にアジア諸国から大量に輸入される製品と対抗しうる日本製品の優位性を確立するまで、本制度を維持し、安価な製品の国内市場への大量流入を防ぐことを目的とする。
	② 改正の方向性
	国内の皮革産業及び革靴産業の保護を目的とする他の措置として補助金の交付

	等が考えられるが、以下の観点からTQ制度は有効な措置であると考えられる。 ア．社会的費用 補助金支給に係るコストに加え、現下の経済情勢下においては、直接、製造支援等を行うための補助金は、市場原理をゆがめるおそれがある。あくまで各企業が、市場原理を前提とした上で国内産業に競争力をつけることが必要である。 イ．効果 アジア諸国をはじめとする海外から大量に輸入される製品と対抗しうる国際競争力を備えるためには、TQ制度による国内産業保護が効果的である。 ウ．効率性 国内の皮革産業及び革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占めており、産業全体を網羅する観点では、TQ制度が効率的である。 エ．その他 特定産業保護のための経営コスト等に対する補助金は、国際的な批判を招くおそれがある。 令和8年3月31日で関税暫定措置法の適用期限が終了するが、国内の皮革産業及び革靴産業が構造改善を進め、ブランド化・高付加価値化を達成するに至っていないため、TQ制度を維持存続する必要がある。 ③ 改正目的達成予定時期 国内の皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占めていることから、業界の構造改善及び競争力強化を実施し、アジア諸国をはじめとする海外から大量に輸入される製品と対抗しうる日本製品の優位性を確立するまで、本制度を維持する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 延長を行わなかった場合の影響について、TQ制度の対象である革靴（革製の紳士靴、婦人靴、子供靴等）とTQ制度対象外である運動用革靴（革製のスパイク、登山靴等）の輸入浸透率（輸入数量/（出荷数量＋輸入数量））の推移を比較してみると、後者は、昭和61年の24.9%から令和5年には95.3%にまで上昇している。（表1） 内需が令和5年の水準と変わらないものとして、TQ制度の対象である革靴も輸入浸透率が95.3%まで増加すると仮定すると、輸入数量は19,140千足から28,479千足へ48.8%増加し、その分国内出荷数量は10,744千足から1,405千足へ86.9%の減少となることが予想される。 また、国内出荷数量の減少に伴い、事業所数も減少することが考えられ、1事業所あたりの出荷数量が令和5年の水準と変わらないものとする、209事業所から27事業所へ87.1%の減少となることが予想される。（表2） 表1．TQ対象革靴とTQ対象外運動用革靴の輸入浸透率の比較（数量ベース）

		昭和 61 年	平成 7 年	令和 5 年
	T Q 対象革靴	1.9%	11.8%	64.0%
	T Q 対象外運動用革靴	24.9%	82.2%	95.3%
(出典) 財務省「貿易統計」、工業統計(品目編)(昭和 61 年度・平成 7 年度)及び経済構造実態調査(令和 5 年) (経済構造実態調査(令和 5 年実績値)においては、個人経営を含まない集計結果であることから、時系列比較を行う際は十分に留意が必要。)				
表 2. T Q 対象革靴の想定計算(千足)				
		令和 5 年	T Q 撤廃後の 想定	T Q 撤廃時(想定)と 令和 4 年実績の差
	輸入数量(a)	19,140	28,479	+48.8%
	出荷数量(b)	10,744	1,405	▲86.9%
	内需(a+b)	29,884	29,884 (不変と仮定)	—
	輸入浸透率 (a/(a+b))	64.0%	95.3%	+31.3%
	事業所数	209	27	▲87.1%
(出典) 財務省「貿易統計」及び経済構造実態調査 ※千足未満を四捨五入しているため合計において数値が合わない部分がある。				
(2) 消費者等の利益に与える効果・影響 関税割当制度の枠内で輸入した革靴製品は、関税率を低く抑えることができるため、原価の抑制に繋がり、結果、消費者へ提供する小売価格も抑えることが可能となる。				
(3) その他の効果・影響 特になし				
② 改正の妥当性 上記のとおり、T Q 制度を撤廃した場合には革靴産業は大きな打撃を受けることになる。また、革靴は国内で生産される皮革素材の約 4 割を消費するため、国内皮革産業にも影響は波及し、皮革関連産業全体に甚大な被害が発生することが見込まれる。 本制度の延長により、新たな懸念を生じるものではなく、引き続き、急激な輸入数量の増加を緩和し、国内の皮革産業及び革靴産業が構造改善を進め、国際競争力強化に向けた取組の促進を図ることができる。				
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 経済産業省の令和 5 年度政策評価「4. ①DX、GX、経済安全保障を軸とした			

製造業のグローバル競争力強化」において、製造業のビジネスのグローバル展開を通じてグローバルバリューチェーンの中で無視できないポジションを獲得することで、利益の創出、競争力の維持・強化を図り、もって国内の生産性向上や賃金引き上げ、雇用の新陳代謝にもつなげていくとしている。

② 当該政策評価の結果と改正の関係

国内の皮革産業及び革靴産業は中小・小規模事業者が大部分を占める産業であるが、一方で、貿易自由化の進展やLDC諸国からの輸入により国産品の需要を奪われる厳しい状況にある。そのため、国内皮革産業及び革靴産業の競争力強化に必要となるブランド化・高付加価値化や人材育成等の取組に対し、産業構造審議会製造産業分科会において、製造業を巡る現状と課題について議論する中で当省が講じる施策の評価を実施、今後の政策の方向性についての議論を実施し、その結果も踏まえ国として継続して予算措置を講じているところである。

また、TQ制度は、低税率の適用による需要者への安価な輸入品の供給の確保と、一定数量を超えた輸入分への高税率の適用による皮革産業及び革靴産業の保護を兼ね備えた効果的な制度であり、引き続き、関係業界からの継続要望も強いことから、国内皮革産業及び革靴産業に十分な競争力が備わるまでの間は、予算措置とTQ制度による支援が必要である。

③ 政府方針と改正の関係

平成29年12月の関税・外国為替等審議会関税分科会において、「国内の生産者及び消費者等の間の利益調整に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある」ことを踏まえ、「暫定税率の適用期限を延長することが適当である」とされている。

また、平成30年に行われた「関税制度に関する研究会」を踏まえた関税・外国為替等審議会 関税分科会(平成30年11月28日開催)の座長報告として、TQ制度に関して「本研究会としては、まず「制度の見直し」に関して2点今後の方向性を示しました。まず、本制度については、今後にも必要に応じて点検作業を行っていくことが望ましい。さらに、今後、大型EPAの発効が相次ぐ中、現段階ではこうした変化が国内生産者や需要者にもたらす影響が定かでなく、RCEPなどの新たなEPAの協議が引き続き行われていることから、今後の関税制度を取り巻く環境の変化や国内産業における競争力強化に向けた取組などを注視しつつ、本制度のあり方について、適当なタイミングで検討を行うことが望ましい。」とされている。

国内の皮革産業及び革靴産業は、中小・小規模事業者が大部分を占める産業であり、アジア諸国からの低価格品をはじめとする海外皮革製品の輸入増等もあることから、国内の生産者及び消費者の間の利益調整に及ぼす影響や産業政策上の必要性等を考慮し、予算措置とTQ制度による支援が必要である。

なお、国内皮革産業の持続的発展や国際競争力の強化に向けて、昨年度、経済産業省では皮革産業界と検討委員会を立ち上げ、「国内皮革産業の革新に向けて」と題する、国内皮革産業のあるべき姿と行動目標・ロードマップを策定し、2025年4

	月 21 日に公表した。消費者や社会のニーズを踏まえた高付加価値製品の開発や、皮革関連産業のバリューチェーン全体での取組を支援するなど、2032 年頃までの行動目標を掲げ、官民一体となり、2040 年頃のあるべき姿の実現に向かって取り組んでいくこととしている。 ④ 関連措置 皮革産業振興対策事業として、皮革の高付加価値化等に係る補助金や国内皮革関連産業の施策立案・競争力強化に向けた調査に係る委託費による支援を行っている。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	皮革・革靴の T Q 制度は、昭和 61 年に導入されて以降、現在まで延長されているところ。
措置による効果	急激な輸入数量の増加を緩和し、国内の皮革産業及び革靴産業において、国際競争力強化に向けた取組を進めることができている。（「改正の効果と妥当性①改正によって期待される効果」参照）